



## 要回答

日 薬 業 発 第 1 4 2 号  
平成 28 年 6 月 23 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫

### 平成 28 年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も 10 月 17 日から 23 日までの 1 週間にわたり「薬と健康の週間」が実施されます（平成 28 年 6 月 15 日付日薬業発第 124 号）。

昨年 10 月に厚生労働省より「患者のための薬局ビジョン」が公表され、薬剤師および薬局を取り巻く環境が大きく変化する中、「現状の医薬分業はこれまで薬剤師会が目指してきた本来の姿とかけ離れている」、「医薬分業の意義・目的が必ずしも国民・患者に十分伝わっていない」、といった指摘を踏まえ、医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編することが打ち出されました。

同ビジョンを着実に遂行することで、患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図り、患者・住民から真に評価される医薬分業の速やかな実現を目指すことが求められています。

本会としては、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ」機能を発揮し、患者・地域住民から信頼され「かかりつけ薬剤師・薬局」として選ばれるため、より一層の取り組みを行うことが最優先事項であると考えます。

つきましては、本年度も引き続き「かかりつけ薬剤師・薬局」のより一層の定着を図る一斉行動を展開することになりました（下記）。

貴会におかれましては、本事業の趣旨をご理解の上、地域薬剤師会ならびに会員における事業の実施につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

別添 平成 28 年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 実施要領

別紙 1. 都道府県薬剤師会取り組み状況報告用紙（県薬→日薬）

別紙 2. 統一事業の取り組みの流れについて

別紙 3. 統一事業実施に向けた日薬の今後のスケジュール

以 上

## **平成 28 年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 実施要領**

平成 28 年 6 月  
日本薬剤師会

### **1. 事業趣旨**

我が国の医薬分業は、国民・患者の理解を得ながら着実に進展を続けており、直近の処方せん受取率は 7 割に到達しました。そのような中、厚生労働省は昨年 10 月に「患者のための薬局ビジョン」（～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～）を公表しました。

同ビジョンは、薬剤師および薬局を取り巻く環境が大きく変化する中、現状の医薬分業はこれまで薬剤師会が目指してきた本来の姿とかけ離れている、医薬分業の意義・目的が必ずしも国民・患者に十分伝わっていない、といった指摘を踏まえ、医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するために示されたものです。

同ビジョンを着実に遂行することで、患者本位の医薬分業の実現に向け、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図り、患者・住民から真に評価される医薬分業の速やかな実現を目指すことが求められています。

本会としては、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ」機能を発揮し、患者・地域住民から信頼され「かかりつけ薬剤師・薬局」として選ばれるため、より一層の取り組みを行うことが最優先事項であると考えています。

つきましては、本年度も引き続き「かかりつけ薬剤師・薬局」のより一層の定着を図る一斉行動を展開することになりました。各薬局において「かかりつけ機能」に係る取り組みの「見える化」を推進することにより、国民の理解を深め、患者本位の医薬分業の実現を目指すことを目的とします。

### **2. 実施内容**

**会員薬局における、「かかりつけ薬剤師・薬局」の定着にむけた一斉行動**

**『週間』から『習慣』へ**

## (1) 会員薬局において実施していただきたい事項

- ①自局患者・来局者への声かけおよび資材を通じた「かかりつけ機能」の周知ならびに推進
  - ②都道府県薬剤師会・地域薬剤師会等が主催する各種イベント等への積極的な協力
- 一般用医薬品等を含めた医薬品の一元的・継続的把握の重要性の周知や、医薬品の適正使用のための相談に薬剤師がいつでも応じていることなど、来局者または患者への声かけや資材を通じて、「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・促進に関する取り組みを実施していただく。

### 【実施時のポイント】

- ✓ かかりつけ薬剤師・薬局の意義やメリットを伝達する。  
例) 「薬や健康に関することであれば、いつでも、どんなことでも相談をお受けいたします」
- ✓ 資材の掲示・配布に留まらず、薬剤師から丁寧な説明を行う。
- ✓ 全国共通の資材を一斉に活用することにより、薬局全体の取り組みとして広く国民・社会に印象付ける。

※全国共通の資材の配布は、都道府県薬剤師会や地域薬剤師会による独自の資材の作成・活用を妨げるものではありません。

## (2) 都道府県薬剤師会・地域薬剤師会において実施していただきたい事項

- ・会員薬局における活動の支援（説明会などの事業趣旨伝達）
  - ・各種イベントにおける「かかりつけ薬剤師・薬局」広報活動等について（必要に応じて）
- 会員薬局の活動の支援をはじめ、会員薬局における活動を一層効果的なものとするため、薬剤師会主催の各種イベント等における「かかりつけ薬剤師・薬局」に関する広報活動等についても、地域の実情に応じてご検討いただく。

### 考えられる活動例

※以下に示すものは、あくまでも例示です。地域の実情に即した取り組みや内容をご検討ください。

地域住民向け	出前講座、公開講座、おくすり相談会
患者向け	残薬に関する取り組み（例：残薬バッグの配布など）
多職種連携	ケアカフェの開催

### **3. 事業資材について**

全国共通の啓発資材として、ポスター・チラシを作成予定。

・配送先： ①都道府県薬剤師会（会員薬局数を勘案した数+希望部数）

②会員が所属する薬局（おまとめ便にて。ただし、少数量）

・配布時期：9月中を予定

➤ 詳細等については、決定次第、別途ご連絡いたします。

### **4. 実施内容の報告について**

事業が一定程度終了後、会員からの報告内容や地域独自の取り組みに基づき、本事業の評価という観点から、都道府県薬剤師会における取り組み状況の報告【別紙1】を本会までご提出下さい（11月末目処）。

なお、報告書においては、概要のご報告をいただきたいと思っており、各地域でのイベント等に関する詳細につきましては、本会への報告は求めておりません。ただし、取り組み状況等の内容によっては、別途、詳細内容についてご報告をお願いする場合もございますので、都道府県薬剤師会内での情報集積は引き続き行っていただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

### **5. 担当事務局**

日本薬剤師会 医薬・保険課（森脇、金）

e-mail : iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp